

意見書

平成 19 年 10 月 1 日

情報通信審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) ひーびーかぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンク B B 株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんじーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんじーおー そん まさよし
代表取締役社長CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんじーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 19 年 9 月 1 日付け情審通第 101 号で公告された接続約款の変更案に關し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」(以下、「接続約款変更案」という。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願ひ申し上げます。

1. 総 論

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という。)による今回の接続約款変更是、全般的にコロケーション手続において従来あった無料保留期間を廃止し、厳密な違約金徴収規定を導入する等、接続事業者における中継ダークファイバ、局舎スペース、電柱、加入ダークファイバ及び局内光ファイバ等(以下、「各種設備等」という。)の利用手続を過度に制限するものであり適当でないものと考えます。

NTT 東西においては、指定電気通信設備を所有する第一種指定電気通信事業者として、常により一層の設備開放及び公平性の確保が求められているところです。この点で、今回の接続約款変更案において違約金の徴収や設備保留に係る規定を明確化することにより、従来個別の事業者ごとに定めていた運用について事業者間の公平化が図られたことには一定の評価をするとところです。しかしながら、接続事業者に接続の要否に係る検討期間を与えないまま違約金を徴収する等、過度に NTT 東西の都合を優先した規定への変更を実施することは、NTT 東西の利用部門と接続事業者との同等性の確保をより一層困難にさせるものと考えます。

また、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(2007 年 3 月 30 日。以下、「答申」という。)においては、コロケーション等が一層円滑に行われることが目的とされているところです。例えば今回の接続約款変更案にある局舎スペース工事着手から工事完了までの期間が無期限に延長可能であったものに一定の制限を加えるといった規定整備は、各種設備等の過剰保留の解消につながるものであり、一定の妥当性があるものと考えますが、無料保留期間を全て廃止することにより接続事業者の各種設備等の利用手続を困難にさせることは、接続事業者によるコロケーション等の利用の差し控えを誘引する可能性があり、コロケーション等が一層円滑に行われることを目的とした答申の趣旨に逆行するものであるため、認めるべきではないものと考えます。答申の目的を達成するためには、各種設備等の過剰保留を厳格に抑制するだけでなく、NTT 東西の接続約款変更とそれにあわせて策定する具体的な運用ルールにおいて、接続事業者の実際の運用に即した形で一定期間の合理的な無料設備保留を認める等、各種設備等の利用を促進する措置を最低限担保する必要があると考えます。

2. 局舎スペース・中継ダークファイバ等の過剰保留を抑制する仕組みの整備について

今回の接続約款変更に伴い、従来 NTT 東西の線路設備調査及び相互接続点調査結果回答後接続申込み、設置申込みや工事着手までの間に一定の無料設備保留期間(中継ダークファイバの場合で最大3ヶ月間、局舎スペースの場合で最大6ヶ月間)があったものが全て廃止されており、NTT 東西への線路設備調査及び接続申込み又は相互接続点調査及び設置申込みを同時にい、当該調査結果の回答と同日から違約金が生じるという規定に変更されています。この接続約款変更案は、以下に挙げるとおり接続事業者における中継ダークファイバ及び局舎スペース等(以下、「コロケーションリソース等」という。)の利用手続を過度に制限するものであり、認めるべきでないものと考えます。

(1) 一体として利用するコロケーションリソース等の一部利用不可による違約金発生

個々の局舎スペースの利用に際しては、局舎スペースのほか、受発電設備、空調等の利用可否についても調査を実施し、個別のコロケーションリソース等の利用可否回答を得る中で、その一部が利用不可となった場合には当該相互接続点の設置(局舎スペースの利用)を取りやめることが、接続事業者における一般的運用です。このとき、今回の接続約款変更案では最終的な相互接続点の設置(局舎スペースの利用)を取りやめた場合に、事前に利用可否回答のあったコロケーションリソース等について違約金が生じることとなり、問題となります。

(2) 複数局舎のコロケーションリソース等の一部利用不可による違約金発生

接続事業者が複数の局舎をまたがるコロケーションリソース等の利用により網構成を行う場合、いずれかの区間の中継ダークファイバや局舎スペース等について利用不可となった場合、当該複数局舎にまたがる網が確保できないため、一般的に接続事業者は当該複数局舎全ての利用を取りやめます。このときも(1)の場合と同様に、事前に NTT 東西より利用可否の回答を得ていた局舎のコロケーションリソース等について違約金が生じることとなり、問題となります。

(3) 中継ダークファイバ経路が要望に合致しない場合の再申込みによる違約金発生

現状、中継ダークファイバの申込みは起点及び終点を指定して行いますが、その経路については不明であり、NTT 東西の線路設備調査結果の回答時に開示されるケーブル長をもって予測するしかない状況です。このため、ケーブル長から最短距離でないことが予測される場合や、接続事業者の希望する網構成(異経路の確保等)でないことが予測される場合には利用を取りやめ、再度、線路設備調査申込みを行う場合があります。今回の接続約款変更案では、この場合にも違約金が生じることとなり、問題となります。

このように、接続事業者の一般的な業務運用において意図せぬ違約金が生じることは望ま

しくないことから、従来の接続約款規定において相互接続点調査回答又は線路設備調査回答を受け取った後 1 ヶ月以内に相互接続点設置申込み又は中継ダークファイバの接続申込みを要するとして接続事業者における検討期間を確保していたことをふまえ、従来規定と同様に調査回答後、相互接続点設置申込み又は中継ダークファイバの接続申込みまで 1 ヶ月間の無料保留期間を確保することが最低限必要であると考えます。こうした運用を実現することにより、前述の(1)から(3)の場合においても接続事業者は接続要否の判断を行うのに必要な検討期間を確保し、意図せぬ違約金の発生を避けることが可能となります。また、この修正内容であれば、答申におけるコロケーション等が一層円滑に行われること及び設備の過剰保留解消という趣旨の双方が十分に達成できるものと考えます。

なお、NTT 東西は接続約款変更案に係る説明会(2007年9月12日)において、設備保留を伴わない事前照会手続きを整備したとして、違約金発生を避けるためにこれを活用してコロケーションリソース等の利用可否を確認した上で、引き続き設備保留を伴う線路設備調査及び接続申込み又は相互接続点調査及び設置申込みを実施することを推奨しています。しかしながら、コロケーションリソースを確保するためには、事前照会申込みを実施した後に、さらに線路設備調査及び接続申込み又は相互接続点調査及び設置申込みを行う必要があり、従来と比べて 2 倍の期間と調査費用が必要となるため、実効性がないものと考えます。また仮に線路設備調査及び相互接続点調査の期間を短縮する等の手続改善を行った場合であっても、事前照会の回答後に他の接続事業者による線路設備調査又は相互接続点調査に係る申込みが行われた場合には事前照会の回答にもかかわらずコロケーションリソース等が確保できない可能性があることから、本手続は無料保留期間を全て廃止することを代替する手続きとしては不十分であると考えます。

また、接続料設定における違約金については接続会計の該当機能部分に別掲して明記し、翌年の接続料算定において控除することで接続料単価の低廉化に反映させ、NTT 東西による二重取りを避けることが必要と考えます。なお、この点については、今回の接続約款変更において適用されることとなる全ての違約金について同様です。

加えて、NTT 西日本においては一部で個別契約により光ファイバ回線に関して違約金を徴収している事例があります。今回の接続約款における違約金規定整備が認められる場合、このような個別契約は接続約款規定に一本化されるものと考えますが、従前に支払い済みの違約金が接続料費用から控除されない場合、接続事業者はより高額な接続料を負担するとともに同接続料費用に基づき算定されたより高額な違約金も適用されることとなり、NTT 西日本において過剰な利益を確保することとなるため、適当でないものと考えます。

さらに、答申では「07年度末を目処にWDM装置設置義務化の是非について改めて検討することが適当である。」とされているところですが、空き芯線がないことにより中継ダークファイバが利用できない区間について円滑な利用を図るために、接続事業者が接続事業者の負担においてWDM装置の設置を行うことが可能となるよう、接続約款において必要な規定を整備することが必要と考えます。

加えて、中継ダークファイバについては、前述の(3)の経路情報が開示されないという状況を解消するため、NTT東西において、起点及び終点のほかに経路を選択して申込みを行うことを可能とすることや、事前に中継ダークファイバの経路ごとの空き情報を開示するといった措置を講ずるべきと考えます。(別添資料参照ください。)

3. 電柱におけるコロケーション手続の整備について

電柱添架申込みについて、例えば相互接続に必要な POI-BOX を電柱へ設置しようとする場合、コロケーションして利用する電柱は2本必要となります。電柱添架申込み後の可否回答において1本が利用可能、残りの1本が利用不可と判断された場合にはPOI-BOXを設置することが出来ない為、前項の局舎スペース等の場合と同様に接続事業者は申込みの撤回をすることとなります。また、電柱添架可否回答において「電柱建替えが必要」との回答を得た場合には、接続事業者は当該電柱を利用するにあたり多額の電柱改修費用を支払うこととなるため、申込みの撤回をする場合があります。これらの場合において、接続事業者はこのような可否回答結果について事前に知り得ないため、可否回答をもって即座に違約金の適用を開始することは適当ではなく、前項と同様に接続事業者が最終的な電柱添架の実施判断を行うための一定の検討期間を確保し、その期間は違約金を適用しないことすべきであると考えます。

さらに、電柱添架申込みの撤回に係る違約金の設定は、平成18年度接続料等の作業単金に平均作業時間に乗じて算出されているとされていますが、接続に関する料金の一環として他の接続料や手続費と同様に算定根拠の詳細を開示することが必要と考えます。また、その上で、机上検討に適用する作業単金の妥当性や、特別調査による実績サンプル値とされている作業時間の妥当性を検証することが必要と考えます。

4. 加入ダークファイバ・局内光ファイバの申込手続の見直しの整備について

今回の接続約款変更案では、一定期間をもって自動的に加入ダークファイバに係るリソース保留解除がなされることとされています。この際、事前通知なしで保留解除することは適当ではなく、例えば保留解除が実施される1ヶ月前にその旨事前通知を実施し、接続事業者において保留期限の認識、保留継続要否の検討を促すことが適当と考えます。

また、加入ダークファイバ及び局内光ファイバの申込み撤回に係る違約金の設定については、前項の意見と同様に算定根拠の詳細開示及び検証が必要と考えます。

以上

中継ダークファイバ経路情報の開示について

現在の中継ダークファイバに係る開示情報については、起点及び終点とその最長ケーブル長が開示されていますが、実際に経由するルートは開示されていません。網構成において異経路を確保し、障害時にサービスの長時間停止が発生する可能性の低減を図っていますが、経由ルートが確認できないために、希望通りの異経路構成が確保できていることが確認できない状況にあります。電気通信役務の安定的な提供のため、以下の通り中継ダークファイバ経路情報の開示が必要と考えます。

1. 中継ダークファイバの開示情報へのルート情報追加

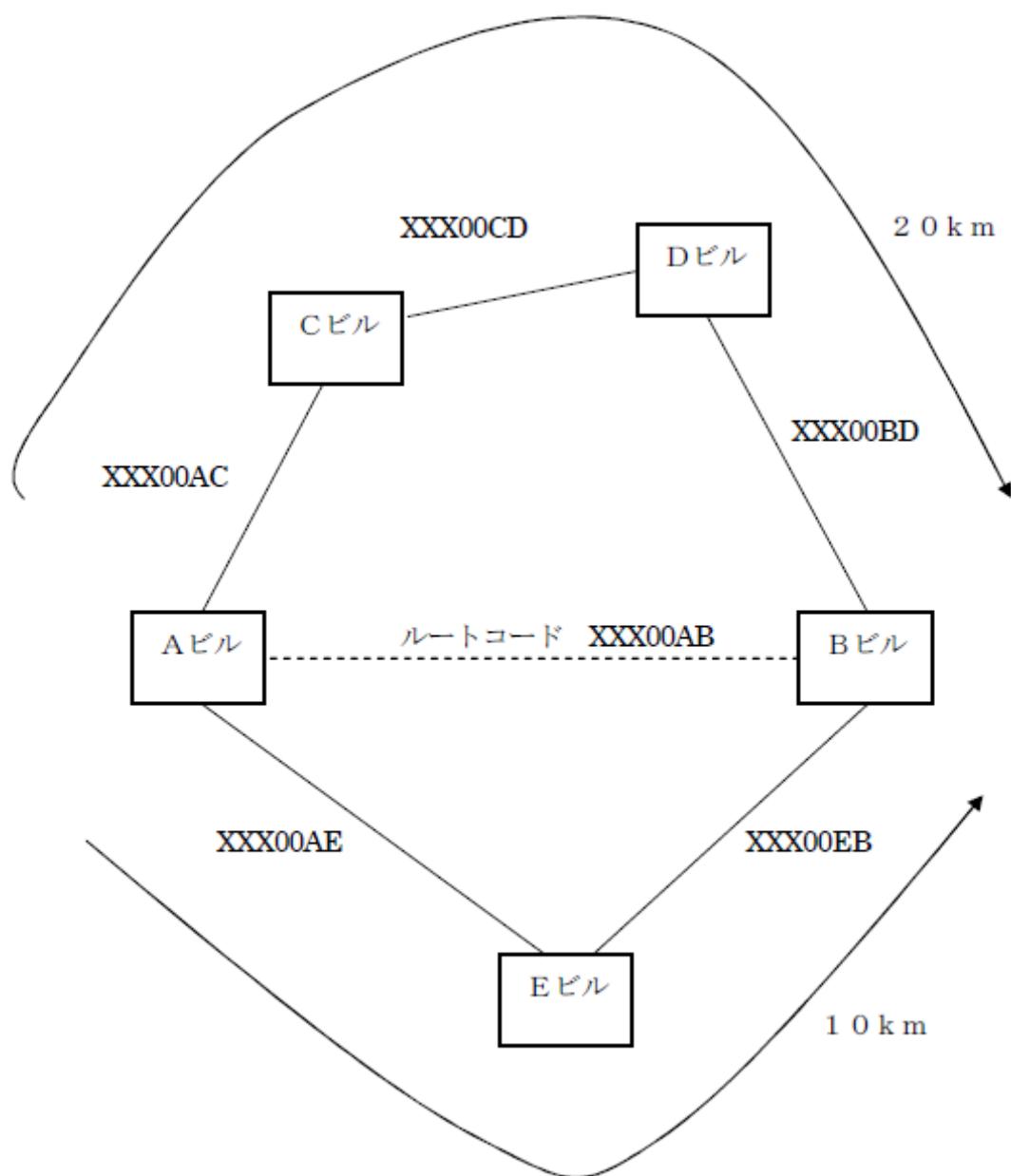
図1の構成において、現状Aビル～Bビル間の開示情報は のとおりです。これに対しのように実際に経由するルートの情報を開示することが必要と考えます。

開示情報	起点	終点	ルートコード	ケーブル長	ルート
	Aビル	Bビル	XXX00AB	20km(最長)	-
	Aビル	Bビル	XXX00AB	20km(実距離)	A～C～D～B
	Aビル	Bビル	XXX00AB	10km(実距離)	A～E～B

2. 線路設備調査申込回答へのルート情報追加について

前項の開示が不可の場合には、少なくとも線路設備調査申込回答においてルートが決定した段階で、当該ルートに係る前項 の情報を記載することが必要と考えます。

(図 1)



以上